

預かり保育等の無償化のご案内(請求の手続き)

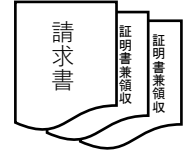
請求の手続き

- ・認定を受けた保護者が、預かり保育や認可外保育施設等（※）の利用料をいったん施設にお支払いし、**保護者から奈良市に請求する必要があります。**
- ・認可外保育施設等の利用料が請求の対象となるのは、在籍する幼稚園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみです。

提出書類

- ・「①請求書」と「②証明書兼領収証」をご利用の子ども・月ごとに提出します。

| 提出書類 | 記入 | 書類の内容・チェック |
|----------|---------|---|
| ①請求書 | 保護者本人 | 請求書の書き方は「請求書記入例」および「給付額の計算方法」を参照してください。 |
| ②証明書兼領収書 | 利用した施設等 | 利用した月(回)数分の証明書兼領収証があることを確認してください。 |



スケジュール

- ・令和8年度の申請期間は以下のとおり予定しています。

| 利用月 | 申請期間 | 振込予定 |
|---------|---------------|-------|
| 1～3月 | 4月20日～4月30日 | 6月下旬 |
| 4～6月 | 7月21日～7月31日 | 9月下旬 |
| 7～9月 | 10月20日～10月30日 | 12月下旬 |
| 10月～12月 | 1月20日～1月29日 | 3月下旬 |

- ・請求書受付期間中に、郵送、窓口提出、電子申請のいずれかの方法により、子ども給付課認定入所係に提出してください（申請受付期間中必着）。
- ・請求書受付期間中に提出することができなかった場合は、次回の申請時にまとめて提出してください。
- ・請求権は利用月の翌月1日から起算して2年間です。請求権が消滅した分については請求することはできません。

提出先

【窓口提出】奈良市役所子ども給付課窓口（出張所等では取扱いできません）。

【郵送提出】〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

※「奈良市役所子ども給付課行（無償化請求書在中）」とご記入ください。



申請書類は奈良市ホームページより印刷してください。

幼児教育・保育の無償化制度について - 奈良市ホームページ

(<https://www.city.nara.lg.jp/site/kosodate/1282.html>)

【電子申請】



奈良市施設等利用費の請求手続き

(<https://logoform.jp/form/p6et/1573138>)

問い合わせ

奈良市役所 子ども給付課 認定入所係

電話：0742-34-5086

子ども給付課へのお問い合わせフォーム▶

(幼児教育・保育の無償化制度について)



給付額の計算方法

給付額の計算

ステップ1 預かり保育の給付額(c)を計算します。預かり保育の給付額(c)は施設に支払った金額(a)・対象額(b)を比較して低い方の金額です。

| | |
|--------------|---|
| 施設に支払った金額(a) | 施設が発行する「証明証兼領収証」の「特定子ども・子育て支援利用料の領収金額」です。 |
| 対象額(b) | 利用日数×450円 |

ステップ2 預かり保育の給付額(c)と認可外保育施設等に支払った金額(d)を合算します。

※認可外保育施設等を利用しない場合は合算しません。

ステップ3 合算した金額と給付限度額(★)を比較して低い額が給付額です。

給付限度額(★)・・・月額11,300円(満3歳児の住民税非課税世帯等は16,300円)

【計算例】

(ケース1) ※記入例では令和元年10月

認定を受けた保護者(3~5歳児)が在籍園の預かり保育を15日利用して9,000円、認可外保育施設等を利用して5,000円を支払った場合

ステップ1 (a)9,000円、(b)450円×15日=6,750円を比較して、預かり保育の給付額は6,750円

ステップ2 (c)6,750円+(d)5,000円=11,750円

ステップ3 11,750円と給付限度額(★)11,300円を比較して、給付額(請求額)は11,300円

(ケース2) ※記入例では令和元年11月

認定を受けた保護者(3~5歳児)が在籍園の預かり保育を20日利用して8,000円、認可外保育施設等を利用して2,000円を支払った場合

ステップ1 (a)8,000円、(b)450円×20日=9,000円を比較して、預かり保育の給付額は8,000円

ステップ2 (c)8,000円+(d)2,000円=10,000円

ステップ3 10,000円と給付限度額(★)11,300円を比較して、給付額(請求額)は10,000円

【請求書の記入例】

| 利用年月 | 在籍園の預かり保育事業 | | | | 認可外保育施設等に支払った金額(d) ※4 | 請求額 ※4 (「c+d」か月額上限額の低い方を記入) |
|----------|--------------|------|----------------------|------------------|-----------------------|--------------------------------|
| | 施設に支払った金額(a) | 利用日数 | 対象額(b) (450×利用日数) | aとbの金額の低い方を記入(c) | | |
| 令和元年 10月 | 9,000円 | 15日 | 6,750円 | 6,750円 | 5,000円 | 11,300円 |
| 令和元年 11月 | 8,000円 | 20日 | 9,000円 | 8,000円 | 2,000円 | 10,000円 |

例外的な対応

(市町村間を転出・転入する場合)
(月の途中で認定期間が開始・終了する場合)

該当しない方は、参照は不要です。
計算方法が不明な場合は、お問い合わせください。

月途中の転入・転出や認定期間の開始・終了がある場合は、下記のとおり例外的な対応が必要です。

| | |
|------------------|--|
| 施設に支払った金額(a) (d) | 日額の場合：奈良市に在住中に支払った金額を記入します。 月額の場合：奈良市の在住日数÷その月の日数で日割り計算します。 |
| 対象額(b) | 奈良市で認定を受けている期間の費用に限ります。 |
| 給付限度額(★) | 奈良市の在住日数÷その月の日数で日割り計算します。 |

【計算例(ケース3)】

奈良市から〇〇市へ転出。預かり保育は月額9,000円、認可外は月額5,000円を施設に支払い。

12月10日までは奈良市に在住(認定あり)し、預かり保育を5日利用、認可外保育を利用。

12月11日以降は〇〇市に在住(認定あり)し、預かり保育を10日利用、認可外保育を利用。

| 請求先 | 預かり保育 | | | | 認可外保育施設 | | 給付限度額(★) | 請求額 |
|---------|-----------|------|-------------------|--------|----------|--------|----------|-----|
| | 支払った金額(a) | 利用日数 | 対象額(b) 450円×日数 | 給付額(c) | 支払った額(d) | | | |
| 奈良市 | 2,903円 | 5日 | 2,250円 | 2,250円 | 1,612円 | 3,645円 | 3,645円 | |
| 〇〇市(参考) | 6,096円 | 10日 | 4,500円 | 4,500円 | 3,387円 | 7,654円 | 7,654円 | |

※預かり保育・支払った金額(a)の日割り計算：9,000円×10日÷31日=2,903円(小数点以下、切り捨て)

※認可外保育・支払った金額(d)の日割り計算：5,000円×10日÷31日=1,612円(小数点以下、切り捨て)

給付限度額(★)の日割り計算：11,300円×10日÷31日=3,645円(小数点以下、切り捨て)